新型コロナウイルスに関する注意喚起

(その16:日本における水際対策強化/スウェーデンにおける注意喚起)

令和2年4月27日

【ポイント】

- ●4月27日、日本において「水際対策強化に係る新たな措置」が決定されました。
- ●同日、スウェーデンのミカエル・ダンベリ内務大臣は、今月末のヴァルボリ前に、 50名を超えるイベント等の禁止について改めて注意喚起を行いました。

【本文】

- 1 4月末日までの間実施することとしていた、スウェーデンを含む国・地域に対する査証制限等(日本大使館で発給された一次・数次査証の効力停止、査証免除措置の停止)の措置が5月末日まで延長されることが決定しました(日本国籍者は対象外。)。
- 2 スウェーデンを含む欧州諸国等からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で 14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請する決定につい ても、引き続き有効です(日本国籍者も対象となります。)。

その他の措置、変更点についての詳細は以下のリンク先をご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C048.html

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202004/27corona.html

- 3 4月27日, 記者会見において, ミカエル・ダンベリ内務大臣は, 4月30日はヴァルボリであるが, 現在の50名を超えるイベント等の禁止は屋外でも適用されるものであり, いかなる大規模な集会も許可されていないと改めて注意喚起しましたのでご留意ください。
- 4 日本へのご帰国を予定されている方は、フライト等が刻々と変更されていますので、各航空会社等から最新の情報をご確認ください。

また、日本到着後の待機場所や移動手段については、以下のリンクを参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html#Q4-1

スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、引き続き手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

これまでに在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは当館HPに掲載しています。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認ください。

●スウェーデン外務省 (渡航制限)

https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/

●世界保健機関 (WHO)

https://www.who.int/health-topics/coronavirus

●1177番(スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト)

https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/

●厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

〇感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

〇LINE公式アカウントQRコードページ

https://lin.ee/qZZIxWA

●法務省:新型コロナウイルス関係

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html

●外務省:新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入 国制限措置及び入国・入域後の行動制限)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

(日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ)

+81-(0)3-3595-2176 (日本語,英語,中国語,韓国語に対応)

(その他の問い合わせ先)

在スウェーデン日本国大使館

TEL: +46-(0)8-5793-5300 (閉館時は緊急電話対応業者につながります)

FAX: +46-(0)8-661-8820

H P: http://www.se.emb-japan.go.jp/